



TRANSCONTAINER LIMITED

2026 年 8 月

お客様各位

株式会社トランスコンテナ

【ニュージーランド向け輸出貨物の クサギカメムシ(略称:BMSB)検疫強化について】

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

掲題に関しまして、ニュージーランドの第一次産業省(MPI)より、日本から輸出される自動車・機械類の貨物に関して衛生基準強化の発表がされております。

該当貨物(車両や自走する機械類、それらに使用される備品や可動部分を持つ部品等)にはクサギカメムシ(略称:BMSB)の燻蒸もしくは熱処理による除去が求められ、2026 年 9 月 1 日以降に本邦出港し、2027 年 4 月 30 日までに現地へ入港する全輸出貨物が対象となります。

また、新品か中古品 かにによってご対応いただく方法が変わりますので、事前に下記をご確認の上、ブッキングをお願いいたします。

*お船積み予定の貨物が車両や自走する機械類、またはそれらに使用される部品等に該当するかのご判断が難しい場合は、CONSIGNEE 様より MPI にご確認頂けますようお願いいたします。

(MPI サイト: [Importing vehicles, machinery, and parts | NZ Government](https://www.mpi.govt.nz/importing-vehicles-machinery-and-parts/))

● 新品:メーカーのサイン入りの「メーカー申告書=Manufacture's Declaration」のご提出が必要になります。

(Manufacture's Declaration : [46348-Manufacturers-Declaration-template-for-applicable-vehicles-machinery-and-parts-exported-to-New-Zealand.docx](#))

● 中古品:日本で輸出時に燻蒸が必要となります。燻蒸は輸出者様にてご手配いただき、本船 CUT 日までに弊社へ燻蒸証明書のご提出をお願いいたします。

※CFS CUT 日までにご提出ください。

ニュージーランド向け輸出の際には、ご注意頂きますようお願い申し上げます。

以上